

### (3) 政治分野

#### ① 国

##### ○選挙管理制度

スウェーデン王国議会（Riksdag）は一院制（349 議席 任期 4 年）であり、選挙は 4 年ごとに行われる。選挙日は 9 月の第 3 日曜日であり、コミューン議会・県議会と同時に実施される（なお、欧州議会の選挙もこれと同時に実施される）。

国会・コミューン議会・県議会ともに選挙制度は（非拘束名簿式）比例代表制であり、有権者の投票先は政党であるが、選択した政党の中に優先的に当選させたい候補者がいる場合には、その候補者を指名して投票することができる。政党は名簿順位に従って当選者を確定するが、名簿順位の下の候補者も有権者からの指名が多い場合には順位が上がり、名簿上位者に優先して当選する可能性がある。

比例代表制は、資金など選挙活動上の資源が豊富な男性候補者と直接争わなくてよいこと等から、小選挙区制度よりも女性にとって当選しやすいという利点がある。

##### ○クオータ制の導入<sup>92</sup>

スウェーデンにおける女性議員比率は 1970 年に 14%であったのが、1980 年代には 30%台に上昇していく（図表 5-1）。このような女性議員比率の向上は、女性運動の高まりを背景とした、政党による自主的なクオータ制の導入によるところが大きい。

クオータ制には、スウェーデンの政党による選挙クオータは政党綱領に定めをもつ場合と党内の合意により推進する場合（以下「ソフト・クオータ」と呼ぶ）があり、後者の方が多い。以下、クオータ制の導入経緯・概要について紹介する。

#### ア. ソフト・クオータの導入

1972 年に自由党が党の全ての機関と幹部会の要職に少なくとも 40%は女性にするとの指針（ソフト・クオータ）を定め、これに追従する形で社会民主労働党や左翼党も同様の指針を定めたほか、中央党、キリスト教民主党など他の主要政党にもソフト・クオータの導入が広がった。自由党は、1974 年に選挙候補者名簿にも 40%のソフト・クオータを適用し、1984 年の総選挙では男女を交互に並べた候補者名簿を作成する方針を打ち出した。

#### イ. 党綱領によるクオータの導入

1987 年には、緑の党と左翼党が党綱領でクオータを規定した。緑の党は、40%の党内クオータを選挙における候補者名簿にも適用することを党綱領に規定し、左翼党は女性候補者を選挙区における女性有権者の比率に等しくすると党綱領に規定した。さらに、左翼党は 1990 年に、女性候補者の比率を 40%とする旨の改定を、1993 年には女性候補者比率を 50%以上とする改定を行った。1997 年に緑の党も、女性候補者比率 50%（±1 名）とする改定を行った。

1993 年には、社会民主労働党が党綱領によるクオータ制を導入し、女性候補者の比率を 50%とする旨を党綱領に規定した。これによって、社会民主労働党内では、1991 年時点で 41%だった女性議員比率が 1994 年に 48%、2002 年に 47%となった。

<sup>92</sup> 衛藤（2014）pp.69-79 及び Freidenvall,Dahlerup and Skjeie(2006)pp.70-73 参照。

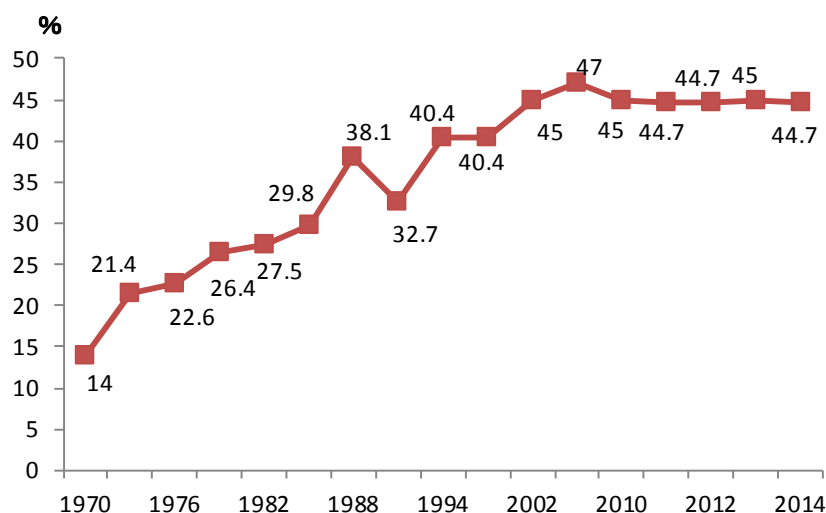
社会民主労働党が党綱領によるクォータ制を導入した背景には、当時、フェミニスト研究者や女性ジャーナリストが中心メンバーをつとめる女性政党「サポート・ストックング」によって女性票が奪われることへの危機感があったことなどが指摘されている。

2009年の欧州議会選挙には、穏健党が候補者名簿の上位4名を男女2名ずつとする党内クォータを導入した。

## ○スウェーデン議会の女性議員比率の推移

スウェーデン議会では、1970年には14%であった女性議員比率が、各政党によるソフト・クォータが導入された後、1982年には27.5%に上昇している。さらに、緑の党と左翼党が党綱領によるクォータを導入した後の1988年には38.1%にまで上昇し、社会民主労働党が党綱領によるクォータを導入した後の1994年には40.4%、2002年・2010年にはそれぞれ45%まで上昇した。

年	スウェーデン議会
1970	14.0
1973	21.4
1976	22.6
1979	26.4
1982	27.5
1985	29.8
1988	38.1
1991	32.7
1994	40.4
1998	40.4
2002	45.0
2006	47.0
2010	45.0
2011	44.7
2012	44.7
2013	45.0
2014	44.7



(出典)

スウェーデン議会については、Inter-Parliamentary Union, "Women in Parliament: World Classification, Statistical archive" <http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm> の各年12月(1998年は8月)のデータ(1997年以降)より損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱作成。(アクセス日:2015年3月3日)

図表 5-1 スウェーデン議会 (Parliament) の女性議員比率 (%)

## ○NGOによる活動

スウェーデンの NGO の中でとりわけ大きな全国規模の活動団体は「女性ロビー」と「平等取扱いを求める男性の会」である。これらの NGO の男女平等政策に対する立場は、政府に対して協調的であり、職業生活や男女平等政策に関する同意事項に関して NGO がモニタリング機能を果たしている。

## ア. 女性ロビー (Swedish Women's Lobby/Sveriges Kvinnolobby) <sup>93</sup>

1997年に設立された女性NGOの統合団体であり、45の団体が加盟している。国内・国際的な女性の利益代表団体であり、欧州女性ロビー (EWL) にも参画している。

活動の目的は、女性や女兒に対する差別撤廃、女性の情報交換による連携強化、教育及び普及啓発、女性の政治参画の拡充、その他政治、経済、社会のあらゆる面で女性の地位を向上させることにある。

## イ. 男女平等を求める男性の会 (Men for Gender Equality/MÄN FÖR JÄMSTÄLLDHET) <sup>94</sup>

1993年に設立された男性NGOであり、全国的かつ地域的に活動を推進し、各地に事務所を設置しており、2500名以上の男性が加入している。活動の目的は、男女平等 (ホモセクシャルを含む) や、女性に対する暴力の撤廃である。

具体的な活動としては、(男性・男子に対する) 男女平等や女性に対する暴力撤廃のための提言の他、相談対応、情報提供、研修プログラムの提供等をしており、男性の権利を主張する団体とは性質が異なる。

## ② 地方

### ○選挙制度

(3) ①アの記載のとおり。

### ○コミュン議会・県議会の女性議員比率の推移

コミュン議会・県議会では、1970年には各14%・15.5%であった女性議員比率が、各政党によるソフト・クォータが導入された後、1982年には各29.2%・32.9%に上昇している (図表5-2)。

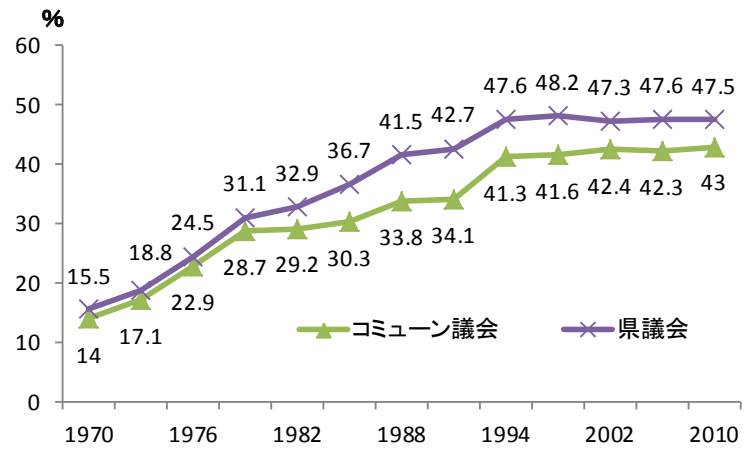
さらに、緑の党と左翼党が党綱領によるクォータを導入した後の1988年には各33.8%・41.5%にまで上昇し、社会民主労働党が党綱領によるクォータを導入した後の1994年には各41.3%・47.6%、2010年には各43%・47.5%まで上昇している (図表5-2)。

基本的に、スウェーデン議会・コミュン議会・県議会ともに、各クォータの導入の前後で同様の動きが見られる。

<sup>93</sup> 女性ロビーのウェブページ (<http://sverigeskvinnolobby.se/en/about/about-the-organization/>, アクセス日: 2015年3月3日)。

<sup>94</sup> 男女平等を求める男性の会のウェブページ参照 (<http://www.mfj.se/en/>, アクセス日: 2015年3月3日)。

年	コミュン議会	県議会
1970	14.0	15.5
1973	17.1	18.8
1976	22.9	24.5
1979	28.7	31.1
1982	29.2	32.9
1985	30.3	36.7
1988	33.8	41.5
1991	34.1	42.7
1994	41.3	47.6
1998	41.6	48.2
2002	42.4	47.3
2006	42.3	47.6
2010	43.0	47.5



(出典) スウェーデン中央統計局 (Statistics Sweden)、総選挙統計 (General elections) を参照し、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱作成。

図表 5-2 コミュン議会 (Municipal Council) ・県議会 (Country councils) の女性議員比率 (%)